

---

## 監 査 委 員 公 表

---

### 監査委員公表第8号


平成28年9月30日付 H28-21000-00130 の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月16日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	久野	哲
同	西川	克己

28 交 管 第 108 号  
平成 28 年 11 月 29 日

長崎県監査委員 石橋 和正 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 久野 哲 様  
長崎県監査委員 西川 克己 様

長崎県知事 中村 法道 

平成 28 年度長崎県公営企業会計定期  
監査結果に係る措置について（通知）

平成 28 年 9 月 30 日付 H28-21000-00130 の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 平成28年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

### 【 1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 未収金について 過年度未収金が、当年度末で65,779千円、現年度未収金で6か月以上未納となっているものが1,309千円ある。 未収金の新たな発生を防止するとともに、引き続き回収に努めること。 特に施設使用料に係る未収金については毎月発生する恐れがあることから、計画的な回収に努め長期化を防止すること。</p>	<p>過年度未収金につきましては、債務者に対する督促等に努めた結果、平成28年4月以降、10月末までに985,000円を回収いたしました。 また、現年度未収金のうち、平成27年度末で6か月以上未納となっていたものについても、10月末までに608,748円を回収いたしました。 引き続き回収を進めていくとともに、新たな未収金を生じさせないよう適正な債権管理に努めてまいります。</p>
<p>イ 倉庫品の実地たな卸について 交通局財務規程に、企業出納員は毎事業年度末に実地たな卸を行い、その結果について、倉庫品受払明細書を作成し、局長に報告しなければならないと規定されている。 しかしながら、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(ア) 受払明細書の作成について 実地たな卸について、倉庫品受払明細書に日付の記載がないため、実施日を書類上確認することができない。 また、局長への報告についても、書類上確認することができない。</p> <p>(イ) 実施者について 企業出納員以外の職員が実地たな卸を行っているものがある。</p> <p>(ウ) 出納簿の記載について 軽油やタイヤの倉庫品に係る出納簿の期末残高が、倉庫品受払明細書と一致していない。 また、出納簿の未記載や記載に誤りがあるものがある。</p> <p>(I) 油脂受払明細書(エンジンオイル)の期末たな卸残高について 長崎営業所の期末残高が誤っており、費用が過大となっている。</p>	<p>倉庫品の実地たな卸につきましては、財務規程に基づき実施するたな卸の手続きについて、役割分担や手順、報告方法等に関する具体的な事項を定めた「たな卸実施要領」を策定し、これに基づく事務処理の徹底について周知を図ったところであります。 今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>ウ 決裁手続について 契約締結について、交通局決裁規程に、1件の予定価格が100万円以内の契約の締結は部長決裁と規定されているが、100万円を超える自動車任意保険契約について、部長が決裁している。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>契約事務の適正化を図るため、「契約事務にかかるチェックリスト」及び、契約・支払事務にかかる「関係規則等早見表」による確認について、改めて関係職員へ周知徹底を図ったところであります。 今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 平成28年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

### 【 1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>エ 事故の発生について            傷害事故など事故発生件数が前年度に比べ増加している。            当年度新たに導入されたドライブレコーダーの記録を活用するなど、さらなる事故発生防止策を講じ、安全運行に努めること。</p>	<p>平成27年度の加害事故発生件数は平成26年度に比べ17件増加しましたが、内容としては比較的軽微なものが多く、保険会社の支払保険金額は減少しており、さらに、ドライブレコーダーの導入により、過失割合の明確化や乗務員の安全意識の向上等が評価されたことにより、平成27年度の約5割増を見込んでいた平成28年度の自動車任意保険料は、逆に2割程度安くなっております。</p> <p>平成28年7月には、ドライブレコーダーの全車両への導入が完了し、全ての事故の原因究明の分析が可能となりましたので、各種乗務員研修において映像を活用し、自己の運転操作等について参加者全員で分析を行い、良い点は見習い、改善が必要な点は見直しを図るなど、運転技術の向上による事故の再発防止及び未然防止に役立てております。</p> <p>今後さらに、ドライブレコーダーの映像を活用し、事故防止と接客・接遇の向上に努めてまいります。</p>
<p>オ 道路運送法に基づく手続について            九州号増発便の一部について、九州急行バス株式会社から運行を受託し、運行しているが、当年度において道路運送法に規定する許可を受けないまま運行したため、九州運輸局長から、事業用自動車の使用停止60日車及び事業規模拡大のための事業計画の変更許可申請が6ヶ月間できないという行政処分を受けている。            適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今回の事案は、本来は委託者側である九州急行バス株式会社が国土交通省九州運輸局へ当局と連名により許可申請を行い、両方で許可を受けることが必要となっておりますが、許可申請手続きを失念した結果、平成27年12月27日から平成28年1月4日にかけて、当局が許可を受けていない状態で増発便を計88便運行したものであります。</p> <p>今回の行政処分を受け、各職員に対し、事務の複数チェックや各所属の業務における年間スケジュールの再確認について徹底を図るとともに、全所属において法令等に基づく許認可等の事務を一覧化したリストを作成のうえ、所属内での共有及び執行管理を行っているところであり、今後とも再発防止及び適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 平成28年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置


会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

### 【 2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度においては、高速シャトルバスの増便、平日へ重点を置いた長崎市内線のダイヤ見直し、長崎市内の新規路線開設などに取り組んだことなどにより、中期経営計画に掲げる目標値を達成し、4期ぶりに黒字を達成している。</p> <p>しかしながら、交通局を取り巻く経営環境は、軽油価格は下落傾向にあるものの、高齢化・少子化や人口減少等社会情勢の変化により、引き続き厳しい状況にある。</p> <p>さらに熊本地震の影響による修学旅行のキャンセルが相次ぐなど今後の収支の悪化が懸念される。</p> <p>今後とも、安全性の一層の確保にも努めながら、中期経営計画に盛り込まれた経営健全化策を着実に実施し、経営基盤の強化に努めるべきである。</p>	<p>交通局を取り巻く経営環境は、軽油価格は比較的低い水準で推移しているものの、少子高齢化や人口減少の進展など社会情勢の変化により、引き続き厳しい状況にあります。</p> <p>このような中、交通局においては、平成26年3月に計画の見直しを行った中期経営計画に基づき、都市間輸送の充実や貸切事業の強化などの健全化策を着実に実施することにより、平成27年度の決算においては、4期ぶりに純利益を計上するとともに、準用財政再建期間中であった昭和57年度以降初めて、一般会計から独自に措置された補助金がない状況となるなど、経営の健全性の確保を図っているところであります。</p> <p>なお、熊本地震に伴う影響については、特に観光との関連が深い貸切事業において、県外からの修学旅行を中心に多くのキャンセルが発生していることから、引き続き情報収集を行いながら、セールスの強化等について検討していくとともに、国の災害復興支援策や平成28年10月に開催された「ねんりんピック長崎2016」などの新たな需要の獲得にも積極的に取り組んでいくこととしております。</p> <p>今後とも、地域に必要な生活交通の確保や、長崎県の観光振興を基本として、県民生活の維持・向上に貢献していくことを念頭において、お客様の利便性向上と経営の健全化に努め、事業運営にあたってまいります。</p>

28 長振港漁第 448 号  
平成 28 年 11 月 30 日

長崎県監査委員 石橋 和正 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 久野 哲 様  
長崎県監査委員 西川 克己 様

長崎県知事 中村 法道 

平成 28 年度長崎県公営企業会計定期  
監査結果に係る措置について（通知）

平成 28 年 9 月 30 日付 H28-21000-00130 の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 平成28年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

### 【 1 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度の事業収支は、純損失が1,449万円となっており、その結果、累積欠損金は14億6,854万円となっている。</p> <p>当年度は、前年度に導入された地方公営企業会計基準の見直しに伴う影響が落ち着いたことにより、前年度に比べ収支が大幅に改善しており、維持工事費の減少や土地貸付収益の増加などにより、営業損益及び経常損益についても収支が改善している。</p> <p>当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。</p> <p>当会計は平成32年度までに閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。</p>	<p>当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、平成26年度、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、たな卸資産の評価について低価法が義務づけられたことにより、多額の特別損失及び累積欠損金を計上しております。</p> <p>景気低迷の影響により、土地の販売も低調な状態にありましたが、近年、住宅団地マリンヒル三京の販売状況は、販売手法の見直し等により増加傾向にあり、今年中に完売する見通しです。</p> <p>平成19年度に借入金の全額償還を行った現状にあっては、費用のうち土地売却原価は預金として内部留保されているため、自己資本構成比率、流動比率ともに極めて良好な状態を維持しております。</p> <p>一般管理費等、事業費用につきましては費用対効果を十分に考慮したうえで、より効率的な執行に努めるとともに、未売却地の早期売却に努めてまいります。</p>
<p>イ 土地売却について</p> <p>当会計における造成土地の売却実績は、前年度も好調であったマリンヒル三京の販売がさらに増加したこともあり、当年度においては3.4haとなっている。</p> <p>当年度末で、長期貸付土地を除いた未売却地は25.6haであり、その約9割は福田神ノ島、小江、沖平の3地区に残っている。</p> <p>これら未売却地のうち工業団地については、売却促進のための条件整備を順次進めながら販売促進に努めているが、当年度の売却実績は4件、19,698㎡であり、前年度より増加しているものの、当年度の売却目標は達成していない。</p> <p>特に、福田神ノ島地区については、未売却地が一番多く残っているが、当年度の売却実績はない。</p> <p>関係部局等とのより一層の連携を図りながら、平成32年度までの当会計閉鎖に向けて、さらなる販売促進に取り組むべきである。</p> <p>また、住宅団地マリンヒル三京については、ハウスメーカーや不動産関係団体との業務提携などにより販売促進に努めた結果、当年度の販売実績は、販売目標の20区画を大幅に上回る65区画となり、前年度よりも34区画増加している。</p> <p>当年度末現在、全区画359区画のうち36区画が未売却地として残っており、当会計閉鎖までの完売に向けて、引き続き販売促進に取り組むべきである。</p>	<p>平成28年11月25日現在の土地の売却状況については、小江地区で1件(18,808.40㎡)、三重地区で36件(8,417.52㎡)、沖平地区で1件(1,287.65㎡)となっております。</p> <p>工業団地の売却については、一括売却を基本としながらも、分割分譲を可能とし、面積区分での単価設定を設けております。また、分譲地の場所及び価格等を掲載したチラシを作成し、商工会議所等の関係団体へ情報提供を行っており、今後も製造業をはじめとする企業への販売促進に努めてまいります。</p> <p>住宅団地マリンヒル三京につきましては、ハウスメーカーとの業務提携及び優遇制度の活用ならびに宅地建物取引業者との仲介報酬制度等の販売促進策を基本にしながら売却促進に努めております。</p> <p>平成28年11月25日現在の残区画数は1区画で、分譲内定しており、今年中に完売する見通しです。</p> <p>当会計閉鎖まで、以上のような未売却地の販売促進に努めてまいります。</p>